

様式第二十一（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和元年6月26日

2. 認定事業者名
出光興産株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

出光興産株式会社（以下「出光興産」という。）及び昭和シェル石油株式会社（以下「昭和シェル」という。）は、国内石油精製販売を主力事業とし、国民生活の基盤であるエネルギーを安定的に供給し、日本のエネルギー・セキュリティを支えるという社会的使命を全うするべく、その事業を運営している。

国内石油産業は、石油製品需要の中長期的な減退という構造的課題に直面しており、両社のみならずこれまで共に歩んできた特約店や販売店、運送会社、協力会社の現在及び将来の経営に対し多大な影響を及ぼしている。このような厳しい事業環境の下、出光興産と昭和シェルは両社それぞれの強みを持ち寄り、経営資源を結集することにより、(i)短期的には両社で重複する各事業分野(原油調達、製造、需給、物流、販売、コーポレート部門)においてシナジーの創出を最大化し屈指の競争力を持つ企業体を目指しつつ、(ii)中長期的には事業構成や環境・社会・ガバナンスへの取組み等を総合して真に持続可能な企業体への進化を遂げることを目的として、平成31年4月1日付で昭和シェルを出光興産の完全子会社とする株式交換を実行し、両社の経営統合を実現した。さらに、出光興産は、昭和シェルの資産、負債及び権利義務を出光興産に承継し、両社の組織及び事業の一体化を図ることで、両社の経営統合を推進し、より一層のシナジー創出を目指すべく、昭和シェルとの間で令和元年5月15日付で吸収分割契約を締結し、同年7月1日を効力発生日として当該吸収分割(以下「本件会社分割」という。)を実行することを予定している。

本件会社分割の実行を契機に、レジリエントな事業ポートフォリオを構築すべく、基盤事業である燃料油事業と基礎化学品事業等の競争力の強化を図るとともに、成長市場・分野への取り組みを加速し、令和3年度に600億円の統合シナジーを実現させることを目標としている。この目標の実現に当たり、出光興産のコーポレート・ガバナンス体制については、独立した社外取締役を4名以上選任することをはじめ、コーポレートガバナンス・コードにおいて提示されている考え方を積極的に採用し、取締役会のモニタリング機能を高めることで透明性のある経営を確保しつつ、執行部への大胆な権限移譲により迅速で果敢な企業経営を実施することを基本方針としている。

以上の方策により、出光興産の経営資源の最適配置によって生産性の向上及び付加価値創出を図り、企業価値の更なる向上を目指す。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、令和3年度には平成30年度に比べて、修正ROAを2.2%向上させることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、令和3年度において出光興産の有利子負債はキャッシュフローの2.0倍、経常収支比率は104.3%となる予定である。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

燃料油事業及び石油化学製品事業

<選定の理由>

出光興産は、自ら及びグループ会社を通じて、燃料油、潤滑油、石油・ガス開発、再生可能エネルギー、石炭、石油化学、電子材料、アグリバイオ等の事業をグローバルに展開している。

一方、昭和シェルは、自ら及びグループ会社を通じて、燃料油、潤滑油、石油化学等の石油事業と太陽電池事業、電力事業等のエネルギーソリューション事業を営んでいる。

石油製品需要の中長期的な減退という構造的課題に加え、ESG や SDGs(持続可能な開発目標)に代表される環境対策やガバナンスに対する社会的要請の高まりを受け、出光興産は、昭和シェルとの経営統合を通じて、基盤事業である燃料油事業と石油化学事業の競争力強化を図るとともに、成長市場での事業拡大を同時に進行させることで、環境変化にしなやかに適応し、新たな価値を創出し続ける強靱な強さを持つレジリエントな企業体となることを目指している。具体的には、石油のノーブルユースを追求し、国内 7 製油所、石油化学工場の競争力を高めるとともに、アジア圏におけるバリューチェーン全体の競争力強化を図ることを予定している。以上の理由により、両社の統合シナジー創出の第一歩として、燃料油事業及び石油化学製品事業を事業再編計画の対象に選定した。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

出光興産は、本件会社分割によって昭和シェルの全事業に属する資産、負債及び権利義務を承継し、昭和シェルの従業員は、昭和シェルに在籍したまま出光興産に出向する。本件会社分割以後、昭和シェルにおいては、人事・法務機能等を担当する部署以外の部署は廃止する予定である。これにより、両社の組織及び事業を一体化させ、両社の経営統合を一層進めることを目指している。

本件会社分割を含む一連の事業再編計画を通じて、両社の基盤事業である燃料油事業及び石油化学事業について効率的な運営体制が確立されることから、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。また、当該事業分野は過剰供給構造にはない。さらに、(i)本件事業再編計画が同一の企業結合集団に属する当事者間での吸収分割によって事業構造の変更を行うものであること及び(ii)出光興産が昭和シェルを完全子会社とし、出光興産と昭和シェルとが同一の企業結合集団に属することとなる株式交換を実行するのに先立って、公正取引委員会による審査を受け、平成 30 年 10 月 1 日付で公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知書を受領していることから、本件事業再編計画は一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(事業の構造の変更)

- ・昭和シェルの全事業の承継(無対価の吸収分割)

(分割会社)

名称：昭和シェル石油株式会社

住所：東京都港区台場二丁目 3 番 2 号

代表者の氏名：代表取締役 社長 新留 加津昭

資本金：34,197 百万円

(承継会社)

名称：出光興産株式会社

住所：東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号

代表者の氏名：代表取締役社長 木藤 俊一

資本金：168,351 百万円

分割の効力発生日：令和元年 7 月 1 日

(事業の分野又は方式の変更)

今回の事業再編により、出光興産と昭和シェル石油の供給体制を一体化し、単独では成し得なかった効率化を推進する。具体的には、「原油調達の最適化による原料コストの削減」、「7 製油所の生産計画最適化による供給コストの削減」、「地域連携を活かした国際海事機関 (IMO) による環境規制と揮発油需要減少への対応」等の施策を実施する予定である。これらの施策により、今回の事業再編計画期間中に、商品に係る一単位当たり製造原価を 5.2%低減させることを目標としている。

(2) 事業再編を行う場所の住所
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
出光興産株式会社

東京都港区台場二丁目3番2号
昭和シェル石油株式会社

(3) 関係事業者・外国関係法人に関する事項
昭和シェル石油株式会社
出光興産が、発行済株式総数の100%を保有しており、関係事業者に該当する。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表1のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和元年7月
終了時期：令和4年3月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数(平成31年3月末時点)

出光興産株式会社	5,104名
昭和シェル石油株式会社	951名

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

出光興産株式会社	6,189名
昭和シェル石油株式会社	0名

(3) 新規に採用される従業員数

出光興産株式会社	344名
昭和シェル石油株式会社	0名

(4) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数	なし
転籍予定人員数	なし
解雇予定人員数	なし

7. その他

該当なし

別表 1

1. 事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第 2 条第 11 項第 1 号の内容		
イ 会社の分割	<p>①分割会社 名称：昭和シェル石油株式会社 住所：東京都港区台場二丁目 3 番 2 号 代表者の氏名：代表取締役 社長 新留 加津昭 資本金：34,197 百万円</p> <p>②承継会社 名称：出光興産株式会社 住所：東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号 代表者の氏名：代表取締役社長 木藤 俊一 分割前の資本金：168,351 百万円 分割後の資本金：168,351 百万円</p> <p>③発行する株式を引き受ける者 完全親子会社間の分割承継のため、新株式を 発行しない。</p> <p>④分割予定日：令和元年 7 月 1 日</p>	租税特別措置法第 80条第1項第6号 イ(会社分割に伴 う不動産の所有権 の移転登記等の税 率の軽減)
法第 2 条第 11 項第 2 号の要件		
商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること	今回の事業再編により、出光興産と昭和シェル石油の供給体制を一体化し、単独では成し得なかった効率化を推進する。具体的には、「原油調達の最適化による原料コストの削減」、「7 製油所の生産計画最適化による供給コストの削減」、「地域連携を活かした国際海事機関（IMO）による環境規制と揮発油需要減少への対応」等の施策を実施する予定である。これらの施策により、今回の事業再編計画期間中に、商品に係る一単位当たり製造原価を 5.2%低減させることを目標としている。	